

## 埼玉県アルコール健康障害対策推進計画(案)に対する御意見と県の考え方(案)

### 【反映状況】

A: 意見を反映し、案を修正した

B: 案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする

D: 意見を反映できなかった

E: その他

No	関連分野	ページ	御意見の内容	意見数	県の考え方(案)	反映(案)
1	全般	—	精神科医に限らず、医師が依存症について知識を持ち関わり方などを知っておく必要がある。	1	精神科等の専門医療機関に限らず、広く一般医療機関においても依存症についての知識や対応方法などを知っていただくことは、アルコール健康障害の早期発見、早期治療、回復を図る上で大変重要と考えています。治療拠点機関等を設置し、医療機関、民間団体等と連携しながら、幅広く医療機関を対象とした研修などを検討してまいります。	C
2	全般	—	アルコール健康障害について、精神科に限らず、医療機関や自動車教習所などへのポスター掲示等、広報活動が必要である。	1	アルコール健康障害に関する知識、情報の普及は、アルコール健康障害の予防や依存症等の理解を広めるために大変重要と考えています。ポスターやリーフレットの活用、掲示場所など、より効果的な広報活動を検討してまいります。	C
3	全般	—	アルコール健康障害について、どこに相談すればよいのかわからない。地域の相談支援・治療ネットワークが充足していない。	1	アルコール健康障害対策を進める上で、誰もがアルコール健康障害について相談できる窓口等の体制整備と周知、並びに地域の相談支援・治療ネットワークの充足は必須と考えています。相談体制の充実と併せ、相談窓口等の周知と関係機関、民間団体等との連携体制の整備促進について努めてまいります。	B
4	全般	—	アルコール依存症という病気に対する間違ったイメージが払拭できていない。回復するイメージが非常に薄い。再発した場合に、あきらめてしまい回復への軌道に戻りにくい。	1	アルコール依存症に関する正しい知識の普及、回復が可能な病気であることへの理解促進は、依存症者の早期発見、早期治療のみならず、社会復帰の支援にも欠かせません。回復者を中心とした民間団体等と連携した啓発活動に取り組んでまいります。	B
5	全般	—	アルコール健康障害に関して困っている家族等に対して社会で支援する取組が弱い。	1	アルコール健康障害に関しては、十分な理解が得られている状況ではないため、社会全体に広めていく必要があると考えます。依存症者本人の他、その家族などを含めて社会で支援する取組についても、今後、具体的に検討してまいります。	C

6	全般	—	県と警察は、県民の命を守るために何でもするといった姿勢を示すべきと考えるがいかがか。	1	埼玉県アルコール健康障害対策推進計画の策定に当たっては、県民の健康を保護し、安心して生活することのできる埼玉県を目指すこととしています。県民の命を守る取組の推進に努めてまいります。	B
7	全般	—	文言の追加、言葉の変更、「てにをは」の変更。	1	文言の追加につきましては、前後の文章とのバランスなどを、「てにをは」につきましては、全体の文章の流れを考慮し、原文のままとしました。また、言葉につきましては、同義語のため原文のままとしました。	D
8	全般	—	具体的な取組について、担当する部局名を明記してはいかがか。	1	具体的な取組の担当部局等については、アルコール健康障害対策推進計画には記載していませんが、アルコール健康障害対策推進会議（資料、議事録等公開）の中で担当課を明確にし、計画策定後は、具体的な実績等を担当課所名とともに公表していく予定です。	C
9	全般	—	具体的な取組が見えづらい。具体的な取組の内容を記載すべきでないか。	2	具体的な取組につきましては、アルコール健康障害対策推進計画に事細かには記載していませんが、アルコール健康障害対策推進会議（資料、議事録等公開）の中で具体的な取組、実績等を公表していく予定です。	C
10	第1章計画策定について 1 計画策定の趣旨	1	最後から2行目「アルコール健康障害対策推進計画（以下「県計画」という。）を策定」の文中、頭に「埼玉県」と明記してはどうか。	1	加筆します。	A
11	第2章県の現状 2 飲酒に関連して生じる問題	5	平成28年度、飲酒が関係する人身事故件数が全国で一番多くなっていることなどから、対策の中で警察と他機関との連携が重要ではないか。	1	警察が、アルコール健康障害対策の中で連携していくことの意義は大変大きいと考えています。取り締まりによる飲酒運転の防止はもとより、運転免許の取消・停止処分講習受講者のうち、必要により精神保健福祉センター等の保健・医療機関に案内するなど、関係機関と連携してまいります。	B
12	第2章県の現状 2 飲酒に関連して生じる問題	6	自殺との関連性が提起されているので、重点課題の中で自殺対策の推進や相談支援体制の充実等を入れた方がいいのではないか。	1	自殺対策の推進や心の悩みに関する相談支援体制の充実、県の課題として非常に重要です。埼玉県では、アルコール健康障害対策推進計画とは別に、埼玉県自殺対策計画を策定中です。アルコール健康障害対策に併せて、自殺対策についても推進してまいります。	E
13	第4章 重点課題全般	—	重点課題の中に、「アルコール健康障害への早期介入」を支柱として加えるべきではないか。	4	アルコール健康障害への早期介入は、予防、依存症者の早期発見、早期治療等到大変重要と考えています。早期介入については第3章2基本方針等で触れさせていただいていますが、治療拠点機関等を設置し、医療機関、相談機関等と連携しながら、早期介入の仕組みづくりを進めてまいります。	B

14	第4章 重点課題全般	—	重点課題の中に、「アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進」を主柱として加えるべきではないか。	4	アルコール健康障害を有している者とその家族等を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進は、重要な課題と考えています。 重点課題2でも触れさせていただいていますが、アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に係る切れ目のない支援体制を整備して周知し、医療機関、相談支援機関、民間団体等との連携体制の構築を推進してまいります。	B
15	第4章 重点課題全般	—	アルコール健康障害への早期介入の中に、飲酒運転ゼロを目指す取組を追加するべきではないか。	1	「飲酒運転ゼロ」を目指す取組は、非常に重要と考えます。 次の計画の重点目標などとして、具体的な取組について検討してまいります。	C
16	第4章重点課題 重点施策2, 3, 4, 5	10 11 12 13	各重点施策の主な取組について、それぞれ、具体的な内容、具体的な量を記載してはいかがか。	1	具体的な取組につきましては、アルコール健康障害対策推進計画に事細かには記載していませんが、計画策定後、具体的な取組、実績等を公表していく予定です。	C
17	第4章重点課題 重点施策1, 2, 3	10 11	アルコール健康障害に関する「教育」、「キャンペーン」、「知識、情報の普及」等の取り組みの中で、専門家のみならず、回復者等による講演会や自助グループの活用などを追加してはいかがか。	1	アルコール健康障害に関する取組の中では、依存症からの回復者や自助グループとの連携が必須と考えています。 よりよい連携の仕方について検討し、取り組んでまいります。	C
18	第4章重点課題 重点施策4	12	「妊婦への保健指導」を追加してはいかがか。	1	「妊婦への保健指導」は、市町村において実施しています。 本計画の助言指導、妊婦及びその家族への啓発につきましても、市町村と協力してまいります。	B
19	第4章重点課題 重点施策6	13	拠点機関の内容、役割の説明を記載してほしい。	1	アルコール依存症治療拠点機関等の整備につきましては、別途、進めているところであり、今後、アルコール健康障害対策推進会議等で具体的に提示していく予定です。	C
20	第5章基本的施策 1 教育の振興等	14	「教育の振興」を掲げていることは適切であり、学校、職場、一般教育について、積極的かつ充実して実施すべきである。	1	アルコール健康障害を広く理解していただくためには、何より教育の振興が必要と考えます。 学校、職場、一般教育としての取組を通じて、より効果的な方法を検討しながら、積極的に推進してまいります。	B
21	第5章基本的施策 1 教育の振興等	14	職場教育の一環で、産業医がいない事業所の保健指導を支援する、産業保健スタッフが専門医療機関と連携できるように支援するのはいかがか。	1	産業保健スタッフが、必要に応じて専門医療機関等と連携できる体制づくりは大変重要と考えます。 治療拠点機関や相談拠点機関を設置し、連携体制づくりに努めてまいります。	C

22	第5章基本的施策 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	15 16	飲酒運転の根絶を計画の重点課題にしてはどうか。	1	現在の計画案は第一期として検討しているものです。飲酒運転の根絶については、次期計画に向けて検討してまいります。	E
23	第5章基本的施策 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	16	飲酒運転等をした者への対策として、精神保健福祉センター等を案内するなどの施策について、必要性の判断や取り組み方について、具体的に書き入れるべきではないか。	1	講習の内容や受講態度等から判断し、精神保健福祉センター・保健所等を案内するなどして取り組んでまいります。	C
24	第5章基本的施策 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	16	「飲酒学級」の充実を目指して、アルコール関連問題の専門家や回復者を講師として招く、相談機関や民間団体の情報を提供する等により、他機関へ適切につなぐべきではないか。	1	積極的な情報提供により、専門医療機関等における治療につなぐ取組を推進してまいります。	C
25	第5章基本的施策 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	16	飲酒運転をした者に対しては、「人身事故の恐ろしさ」「刑事責任等が問われること」「運転免許は『許された危険』であることを念頭に謙虚な運転をすること」等を教えるべきと考える。	1	講習において、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転による事故の悲惨さ等について解説しています。	C
26	第5章基本的施策 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	16	飲酒運転ゼロを目指す県条例の策定はいかがか。	1	条例の策定は、県の計画に記載する取組としては、馴染まないものがあります。御意見として賜ります。	D
27	第5章基本的施策 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	16	自殺未遂者等の再自殺防止のための支援強化を追記してはいかがか。	1	自殺未遂者等への支援については、別途、埼玉県自殺対策計画において検討してまいります。	E
28	第5章基本的施策 6 相談支援等	17	精神保健福祉センターを相談拠点として、保健所を地域の相談拠点として、医療機関や自助グループ等と連携体制を構築するのはいかがか。	1	精神保健福祉センター、保健所を相談の拠点として連携体制を構築していくことは必須と考えています。より効果的な連携が図られるよう努めてまいります。	B
29	第5章基本的施策 8 民間団体への支援	18	自助グループ等への支援で、公的施設の優先提供、自助グループ等が開催するセミナー等への資金援助などを盛り込むのはいかがか。	2	自助グループ、民間団体等への活動の支援の方法については、より具体的に検討してまいります。	C
			総意見数 37件			